

登録基幹技能者のメリット

① 経営審査事項での加点

技術職員（Z評点）

- 6点 1級土木施工管理技士等がかつ監理技術者資格を持つ者
- 5点 1級土木施工管理技士など
- 4点 1級土木施工管理技士補など
- 3点 **登録基幹技能者**、CCUS能力評価のレベル4 など
- 2点 2級土木施工管理技士、1級技能士、CCUS能力評価のレベル3 など
- 1点 10年以上の実務経験を有する方 など

登録基幹技能者は、試験ではなく講習制度です。

② CCUS能力評価のレベル4の認定（他の条件もあります）

能力評価レベル4に必要な保有資格に登録されています。

土工技能者（◇印の保有資格はいずれかの保有で可。●は必須）

- ◇登録土工基幹技能者講習〔00035〕
- ◇1級建設機械施工技士〔30009〕
- ◇1級土木施工管理技士〔30005〕
- ◇優秀施工者国土交通大臣顕彰建設マスター〔91003〕
- レベル2、レベル3の基準の「保有資格」を満たすこと

機械土工技能者（◇印の保有資格はいずれかの保有で可）

- ◇登録機械土工基幹技能者〔00009〕
- ◇1級建設機械施工技士〔30009〕
- ◇1級土木施工管理技士〔30005〕
- ◇優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）〔91045〕

1級施工管理技士、建設マスターと同列となっています。

★能力評価でレベルアップした際の経営事項審査での加点

その他の審査項目（W）の中にW10が新設されました。（令和3年4月）

技能者点 審査基準日前3年間でレベル2以上にアップした技能者の雇用状況を元に評価（技能者と技術者は区別されているのでご注意ください。）

③ 公共工事の総合評価での加点

すべての地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務所で評価の加点対象となっています。

また、24都道府県、5政令市、西日本高速道路、都市再生機構が導入しています。

（「登録基幹技能者 情報提供」で検索して、パンフレットを確認ください。）

④ 元請企業における評価・活用

「優良技能者認定制度」等の認定にあたり「登録基幹技能者」であることを要件としている企業が増えています。

鹿島建設、大林組、大成建設、清水建設、竹中工務店、戸田建設、奥村組等で採用されています。

（「登録基幹技能者 情報提供」で検索して、パンフレットを確認ください。）

問い合わせ先

経営事項審査／総合評価の加点について・・・各地方整備局もしくは、都道府県にお問い合わせください。

元請企業における評価等について・・・各元請企業にお問い合わせください。

CCUS能力評価について・・・「CCUS 能力評価制度について」で検索し、

国土交通省CCUSポータルサイトで問い合わせ先をご確認ください。

一般社団法人日本機械土工協会 info@jemca.jp 03-3845-2727